

千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

千曲市教育委員会

千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月27日 提出

千曲市教育長 赤地 憲一

千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係規則の整備に関する規則

(千曲市文化会館条例施行規則の一部改正)

第1条 千曲市文化会館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表 千曲市更埴文化会館の項中

「		「	
	5,250		5,500
	210		220
	150		160
	100		110
	50		50
	1,050		1,100
	310		330
	8,400		8,800
	1,050		1,100
	1,050		1,100
	1,050		1,100
	210		220
	100		110
	100		110
	100		110
	1,050		1,100
	520		550
	210		220
	100		110
	50		50
	100		110
	50		50
	100		110
	210		220
	50		50
	50		50
	50		50
	100		110
	100		110
	1,050		1,100
	100		110
	310		330
	100		110
	100		110
	520		550

1,050
210
100
100
50
50
8,400
15,750
10,500
2,100
2,100
1,050
3,150
420
310
210
310
210
520
520
1,050
420
100
520
100
50
100
4,200
520
310
520
520
520
1,050
100
1,050
2,100
310
310
310
310
310
310
310
310
310
1,570
1,050

1,100
220
110
110
50
50
8,800
16,500
11,000
2,200
2,200
1,100
3,300
440
330
220
330
220
550
550
1,100
440
110
550
110
50
110
4,400
550
330
550
550
550
1,100
110
1,100
2,200
330
330
330
330
330
330
330
1,650
1,100

310
10,500
5,250
5,250
2,100
1,050
520
520
520
210
310
100
100
1,570
310
420
100
310
310
310
420
310
210
420
420
1,470
150
1,050
310
420
100
310
310
310
210
150
520
520
2,100
310
420
840
150
50
210
630

330
11,000
5,500
5,500
2,200
1,100
550
550
550
220
330
110
110
1,650
330
440
110
330
330
330
440
330
220
440
440
1,540
160
1,100
330
440
110
330
330
330
220
160
550
550
2,200
330
440
880
160
50
220
660

210	220
50	50
50	50
100	110

」を 」に、

	託児室（多目的室）	1室	520
	DVDプレーヤー	1台	520

」を

	託児室（多目的室）	1室	550
	DVDプレーヤー	1台	550
	ティンパニー	1台	1,000
	コンサートバスドラム	1台	500
	ドラムセット	1台	1,000
	シンバル	1台	300
	マリンバ	1台	1,000
	ビブラフォン	1台	500
	シロフォン	1台	500
	グロッケン	1台	500
	チャイム	1台	1,000
	ゴング	1台	500

」に、

4,720
1,050
1,470
150
420
520
310
310
310
310

6,600
1,450
2,050
210
580
720
430
430
430
430

」を 」に、

使用料（円）
210

使用料（円）
220

」を 」に改め、

同表 千曲市上山田文化会館の項中

1,050	1,100
2,100	2,200
210	220
150	160
100	110
50	50
2,100	2,200
310	330
8,400	8,800
1,050	1,100
1,050	1,100
1,050	1,100
210	220
100	110
100	110
100	110
1,050	1,100
520	550
210	220
100	110
50	50
50	50
100	110
210	220
50	50
50	50
50	50
100	110
100	110
520	550
520	550
520	550
1,050	1,100
210	220
100	110
520	550
310	330
210	220
100	110
100	110
2,100	2,200
1,050	1,100
210	220

50
50
8,400
15,750
310
2,100
2,100
1,050
100
3,150
420
310
210
310
1,050
1,050
520
1,050
1,050
100
520
100
50
50
100
4,200
520
310
520
520
520
1,050
100
1,050
310
310
310
310
310
310
310
310
310
310
310
1,570
310
520
5,250
5,250

50
50
8,800
16,500
330
2,200
2,200
1,100
110
3,300
440
330
220
330
1,100
1,100
550
1,100
1,100
110
550
110
50
50
110
4,400
550
330
550
550
550
1,100
110
1,100
330
330
330
330
330
330
330
330
330
1,650
330
550
5,500
5,500

520	550
1,050	1,100
1,050	1,100
310	330
520	550
520	550
210	220
50	50
2,100	2,200
420	440
420	440
50	50
210	220
520	550
310	330
210	220
100	110
50	50
520	550
1,050	1,100
50	50
520	550

」を 」に、

「

3,800
2,500
310
310
520
310
150
420

」を

「

5,300
3,500
430
430
720
430
210
580

」に、

「

使用料（円）
210

」を

「

使用料（円）
220

」に改める。

（千曲市戸倉創造館条例施行規則の一部改正）

第2条 千曲市戸倉創造館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

210
150
100
50
2,100
310
1,050
1,050

「

220
160
110
50
2,200
330
1,100
1,100

」を

」に、

「

緋毛せん	1枚	100
------	----	-----

」を

「

緋毛せん	1枚	110
高座用座ぶとん	1枚	110

」に、

「

1,050
520
210
100
210
50
50
50
100
1,050
100
520
100
100
210
50
50
3,150
8,400
1,050
310
210
100

「

1,100
550
220
110
220
50
50
50
110
1,100
110
550
110
110
220
50
50
3,300
8,800
1,100
330
220
110

50	50
2,100	2,200
4,200	4,400
520	550
520	550
310	330
520	550
520	550
1,050	1,100
100	110
1,050	1,100
310	330
310	330
310	330
310	330
310	330
310	330
310	330
310	330
10,500	11,000
1,050	1,100
5,200	5,500
520	550
2,100	2,200
520	550
310	330
520	550
1,050	1,100
310	330
5,200	5,500
100	110
100	110
840	880
310	330
50	50
1,050	1,430
210	220
310	330
420	440

」を

」に、

「

情報学習室パソコン	一式	3,150
モニターテレビ	1台	210
DVDプレーヤー	1台	420
小ホール照明セット	一式	1,570
小ホール音響セット	一式	1,050

」を

モニターテレビ	1 台	220
BD プレーヤー	1 台	440
小ホール照明セット	一式	1, 650
小ホール音響セット	一式	1, 100

」に、

3, 100
1, 050
310

4, 300
1, 450
430

」を

」に、

使用料（円）
210

使用料（円）
220

」を

」に改める。

（千曲市博物館条例施行規則の一部改正）

第3条 千曲市博物館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「（あて先）千曲市教育委員会」を「（宛先）千曲市教育委員会」に、

大人	人		
中学生以下	人	合計	人

」を

一般	人		
高校生	人		
中学生	人		
小学生以下	人	合計	人

」に改める。

様式第3号中

「

大人	人		
中学生以下	人	合計	人

」を

「

一般	人		
高校生	人		
中学生	人		
小学生以下	人	合計	人

」に改める。

(千曲市稲荷山宿・蔵し館条例施行規則の一部改正)

第4条 千曲市稲荷山宿・蔵し館条例施行規則(平成15年千曲市教育委員会規則第27号)

の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「千曲市教育委員会様」を「(宛先)千曲市教育委員会」に、

「※使用料は1室1時間100円」を「※使用料は1室1時間150円」に改める。

(千曲市ふる里漫画館条例施行規則の一部改正)

第5条 千曲市ふる里漫画館条例施行規則(平成15年千曲市教育委員会規則第28号)の

一部を次のように改正する。

様式第2号中

「千曲市教育委員会様」を「(宛先)千曲市教育委員会」に、

「※使用料は1室1時間100円」を「※使用料は1室1時間150円」に改める。

(千曲市アートまちかど条例施行規則の一部改正)

第6条 アートまちかど条例施行規則(平成15年千曲市教育委員会規則第29号)の一部

を次のように改正する。

様式第2号中

「千曲市教育委員会様」を「(宛先)千曲市教育委員会」に、

「※使用料は1室1時間100円」を「※使用料は1室1時間150円」に改める。

(千曲市体育施設条例施行規則の一部改正)

第7条 千曲市体育施設条例施行規則(平成15年千曲市教育委員会規則第35号)の一部

を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

No. _____	No. _____
体育施設個人利用券 （申請書兼許可書）	体育施設個人利用券 （申請書兼許可書）
アリーナ・柔道場・剣道場 テニスコート・弓道場 一 般 300 円 中学生以下 70 円 午前・午後 時 分から3時間	アリーナ・柔道場・剣道場 テニスコート・弓道場 一 般 300 円 中学生以下 70 円 午前・午後 時 分から3時間
戸倉体育館トレーニング室 一 般 310 円 中学生以下 150 円	戸倉体育館トレーニング室 一 般 310 円 中学生以下 150 円
年 月 日 _____	年 月 日 _____

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の千曲市文化会館条例施行規則の規定及び第2条の規定による改正後の千曲市戸倉創造館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料で施行日以後に納入するものから適用し、施行日以後の使用料で施行日前に納入するもの及び施行日前の使用料で施行日以後に納入するものについては、なお従前の例による。

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市公共施設の使用料等改定に伴う関係条例の整備に関する規則（教育委員会）
制定区分 （該当字句を○で囲む）	新規 一部改正 全部改正
制定する根拠及びその内容 （法令、準則等の名称）	
<p><u>提案理由</u></p> <p>消費税10%への引き上げが本年10月に予定されていることから、公共施設等の使用料に消費税分を転嫁する必要がある。また、税抜の使用料についても体育施設を除き、多くの施設で合併以降使用料が改定されていないことから、施設の利用者に応分の負担を求める必要がある。</p> <p>については、「公共施設利用者負担基準」を策定し、基準に基づき施設所管課においてコスト計算や近隣類似施設の調査等の検証を行い、消費税率10%転換を勘案した現行の使用料等の全面的な見直し作業を行い、検討結果を関係審議会等へ諮問し答申を得たところである。</p> <p>関係規則（教育委員会）の改正をとりまとめ、一括規則とし、利用者等へ周知期間を十分確保する必要があることから、3月定例会市議会へ上程する関係条例（案）に合わせ、今回改正を行うものである。</p>	

第1条

千曲市文化会館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第21号）新旧対照表

現行					改正後					
別表（第6条関係） 千曲市更埴文化会館 (1) 附属設備の使用料（利用1回当たりの金額）					別表（第6条関係） 千曲市更埴文化会館 (1) 附属設備の使用料（利用1回当たりの金額）					
	種別	区分	単位	使用料（円）		種別	区分	単位	使用料（円）	
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	5,250	大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	5,500	
		指揮者台	1台	210			指揮者台	1台	220	
		指揮者用譜面台	1台	150			指揮者用譜面台	1台	160	
		演奏者譜面台	1台	100			演奏者譜面台	1台	110	
		譜面灯	1灯	50			譜面灯	1灯	50	
		映写スクリーン	一式	1,050			映写スクリーン	一式	1,100	
		バトン	1本	310			バトン	1本	330	
		所作台	一式	8,400			所作台	一式	8,800	
		金屏風	一双	1,050			金屏風	一双	1,100	
		松羽目	一式	1,050			松羽目	一式	1,100	
		竹羽目	一式	1,050			竹羽目	一式	1,100	
		上敷ござ	1枚	210			上敷ござ	1枚	220	
		緋毛せん	1枚	100			緋毛せん	1枚	110	
		高座用座布団（赤）（紫）	1枚	100			高座用座布団（赤）（紫）	1枚	110	
		長座布団	1枚	100			長座布団	1枚	110	
		地がすり	1枚	1,050			地がすり	1枚	1,100	
		演台（花台含む）	一式	520			演台（花台含む）	一式	550	
		司会者台	1台	210			司会者台	1台	220	
		机	1台	100			机	1台	110	
		パイプイス	1脚	50			パイプイス	1脚	50	
		ピアノイス	1脚	100			ピアノイス	1脚	110	
		オーケストラチェア	1脚	50			オーケストラチェア	1脚	50	
		コントラバスチェア	1脚	100			コントラバスチェア	1脚	110	
		平台	1台	210			平台	1台	220	
		高足	1脚	50			高足	1脚	50	
		中足	1脚	50			中足	1脚	50	
		箱馬	1台	50			箱馬	1台	50	
		人形立	1本	100			人形立	1本	110	
		木支木	1本	100			木支木	1本	110	
		紗幕（白）（黒）	一式	1,050			紗幕（白）（黒）	一式	1,100	
		めくり台	1台	100			めくり台	1台	110	
		釈台	1台	310			釈台	1台	330	
		市旗	一式	100			市旗	一式	110	
		国旗	一式	100			国旗	一式	110	
		ドライアイススモーク発生器	1台	520			ドライアイススモーク発生器	1台	550	
	スモークマシン	1台	1,050	スモークマシン	1台	1,100				
	ホワイトボード	1台	210	ホワイトボード	1台	220				
	看板	一式	100	看板	一式	110				
	下地板	一式	100	下地板	一式	110				
	けこみ	1枚	50	けこみ	1枚	50				
	あぶらげ	1枚	50	あぶらげ	1枚	50				
	照明設備	照明設備	舞台照明Aセット	一式	8,400	照明設備	照明設備	舞台照明Aセット	一式	8,800
			舞台照明Bセット	一式	15,750			舞台照明Bセット	一式	16,500
			音響反射板照明セット	一式	10,500			音響反射板照明セット	一式	11,000
			アッパーホリゾントライト	1列	2,100			アッパーホリゾントライト	1列	2,200
ローアホリゾントライト			1列	2,100	ローアホリゾントライト			1列	2,200	
ボーダーライト			1列	1,050	ボーダーライト			1列	1,100	
クセノンピンスポットライト(2KW)			1台	3,150	クセノンピンスポットライト(2KW)			1台	3,300	
スポットライト(1.5KW)			1台	420	スポットライト(1.5KW)			1台	440	
スポットライト(1KW)			1台	310	スポットライト(1KW)			1台	330	
スポットライト(500W)			1台	210	スポットライト(500W)			1台	220	
プロフィールスポットライト			1台	310	プロフィールスポットライト			1台	330	
650WITO			1台	210	650WITO			1台	220	
エフェクトマシーン			一式	520	エフェクトマシーン			一式	550	
リップルマシーン			一式	520	リップルマシーン			一式	550	
波マシーン			1台	1,050	波マシーン			1台	1,100	
ストロボ	1台	420	ストロボ	1台	440					
先玉	1台	100	先玉	1台	110					
ミラーボール	1台	520	ミラーボール	1台	550					
スタンド	1台	100	スタンド	1台	110					

	丸ベース	1台	50	
	種板	1枚	100	
音響設備	拡声装置	一式	4,200	
	はねかえりスピーカー	1台	520	
	ダイナミックマイク	1本	310	
	コンデンサーマイク	1本	520	
	ワイヤレスマイク	1本	520	
	エレベーターマイク装置	1基	520	
	三点吊マイク装置	一式	1,050	
	マイクスタンド	1台	100	
	ワイヤレスマイク送受信装置	一式	1,050	
	サラウンド装置	一式	2,100	
	グラフィックイコライザー	1台	310	
	レコードプレーヤー	1台	310	
	カセットテープレコーダー	1台	310	
	MDレコーダー	1台	310	
	CDプレーヤー	1台	310	
	CDレコーダー	1台	310	
	ダット	1台	310	
	サブミキサー	1台	1,570	
	移動用ワイヤレス装置	一式	1,050	
	リバーブマシーン	1台	310	
その他の設備	外国製フルコンサートピアノ	1台	10,500	
	日本製グランドピアノ	1台	5,250	
	16ミリ映写機(2kw)	1台	5,250	
	液晶プロジェクター(5200アンシルーメン)	1台	2,100	
	スライドプロジェクター	1台	1,050	
	ビデオデッキ(S-VHS/DVC)	1台	520	
	DVDプレーヤー	1台	520	
小ホール	間仕切パネル	一式	520	
	移動ステージ	1台	210	
	演台(花台含む)	1台	310	
	看板	一式	100	
	バトン	1本	100	
	音響セット (マイク及びスタンド2本まで)	一式	1,570	
	ダイナミックマイク	1本	310	
	ワイヤレスマイク(3本目以上)	1本	420	
	マイクスタンド	1台	100	
	カセットテープレコーダー	1台	310	
	CDプレイヤー	1台	310	
	MDレコーダー	1台	310	
	スポットライト(1.5Kw)	1台	420	
	スポットライト(1kw)	1台	310	
	スポットライト(500w)	1台	210	
	映写スクリーン	一式	420	
	ビデオデッキ(S-VHS/DVC)	1台	420	
	日本製グランドピアノ(中型)	1台	1,470	
	大会議室	演台	1台	150
		音響セット(マイク及びスタンド2本まで)	一式	1,050
ダイナミックマイク		1本	310	
ワイヤレスマイク(3本目以上)		1本	420	
マイクスタンド		1台	100	
カセットテープレコーダー		1台	310	
CDプレイヤー		1台	310	
MDレコーダー		1台	310	
映写スクリーン	一式	210		
小会議室	映写スクリーン	一式	150	
軽運動室	電子ピアノ(別付MIDI音源有り)	1台	520	
備品等	ポータブルワイヤレスアンプ	一式	520	
	デジタル伝送装置	一式	2,100	
	OHP(メタルハライドランプ)	1台	310	
	スライドプロジェクター(可搬式)	1台	420	
	液晶プロジェクター(会議室用)	1台	840	

	丸ベース	1台	50	
	種板	1枚	110	
音響設備	拡声装置	一式	4,400	
	はねかえりスピーカー	1台	550	
	ダイナミックマイク	1本	330	
	コンデンサーマイク	1本	550	
	ワイヤレスマイク	1本	550	
	エレベーターマイク装置	1基	550	
	三点吊マイク装置	一式	1,100	
	マイクスタンド	1台	110	
	ワイヤレスマイク送受信装置	一式	1,100	
	サラウンド装置	一式	2,200	
	グラフィックイコライザー	1台	330	
	レコードプレーヤー	1台	330	
	カセットテープレコーダー	1台	330	
	MDレコーダー	1台	330	
	CDプレーヤー	1台	330	
	CDレコーダー	1台	330	
	ダット	1台	330	
	サブミキサー	1台	1,650	
	移動用ワイヤレス装置	一式	1,100	
	リバーブマシーン	1台	330	
その他の設備	外国製フルコンサートピアノ	1台	11,000	
	日本製グランドピアノ	1台	5,500	
	16ミリ映写機(2kw)	1台	5,500	
	液晶プロジェクター(5200アンシルーメン)	1台	2,200	
	スライドプロジェクター	1台	1,100	
	ビデオデッキ(S-VHS/DVC)	1台	550	
	DVDプレーヤー	1台	550	
小ホール	間仕切パネル	一式	550	
	移動ステージ	1台	220	
	演台(花台含む)	1台	330	
	看板	一式	110	
	バトン	1本	110	
	音響セット (マイク及びスタンド2本まで)	一式	1,650	
	ダイナミックマイク	1本	330	
	ワイヤレスマイク(3本目以上)	1本	440	
	マイクスタンド	1台	110	
	カセットテープレコーダー	1台	330	
	CDプレイヤー	1台	330	
	MDレコーダー	1台	330	
	スポットライト(1.5Kw)	1台	440	
	スポットライト(1kw)	1台	330	
	スポットライト(500w)	1台	220	
	映写スクリーン	一式	440	
	ビデオデッキ(S-VHS/DVC)	1台	440	
	日本製グランドピアノ(中型)	1台	1,540	
	大会議室	演台	1台	160
		音響セット(マイク及びスタンド2本まで)	一式	1,100
ダイナミックマイク		1本	330	
ワイヤレスマイク(3本目以上)		1本	440	
マイクスタンド		1台	110	
カセットテープレコーダー		1台	330	
CDプレイヤー		1台	330	
MDレコーダー		1台	330	
映写スクリーン	一式	220		
小会議室	映写スクリーン	一式	160	
軽運動室	電子ピアノ(別付MIDI音源有り)	1台	550	
備品等	ポータブルワイヤレスアンプ	一式	550	
	デジタル伝送装置	一式	2,200	
	OHP(メタルハライドランプ)	1台	330	
	スライドプロジェクター(可搬式)	1台	440	
	液晶プロジェクター(会議室用)	1台	880	

移動式スクリーン	1台	150
レーザーポインター	1台	50
モニターテレビ	1台	210
ビデオ付テレビ	1台	630
ビデオデッキ(VHS)	1台	210
表彰用盆	1台	50
展示パネル(1日当たり)	1枚	50
演奏者用譜面台	1台	100
託児室(多目的室)	1室	520
DVDプレーヤー	1台	520

(2) 冷房又は暖房を利用する場合の使用料(利用1時間当たりの金額)

施設	使用料(円)
大ホール	4,720
ホワイエ	1,050
小ホール	1,470
楽屋(1室につき)	150
軽運動室	420
大会議室	520
小会議室	310
和室	310
学習室	310
託児室(多目的室)	310

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合(利用1回当たりの金額)

区分	使用料(円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	210

(備考) 1回当たりとは、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)を単位とする。

千曲市上山田文化会館

(1) 附属設備の使用料(利用1回当たりの金額)

種別	品名	単位	使用料(円)
舞台設備	迫り	一式	1,050
	音響反射板(天板ライト付)	一式	2,100
	指揮者台	1台	210
	指揮者用譜面台	1台	150
	演奏者譜面台	1台	100
	譜面灯	1灯	50
	映写スクリーン	一式	2,100
	バトン	1本	310
	所作台	一式	8,400
	金屏風	一双	1,050
	松羽目	一式	1,050
	竹羽目	一式	1,050
	上敷ござ	1枚	210
	緋毛せん	1枚	100
	高座用座布団(紫)	1枚	100
	長座布団	1枚	100
	地がすり	1枚	1,050
	演台(花台含む)	一式	520
	司会者台	1台	210
	長机	1台	100
	小机	1台	50
	パイプイス	1脚	50
	ピアノイス	1脚	100
	平台	1台	210
	高足	1脚	50
	中足	1脚	50

移動式スクリーン	1台	160
レーザーポインター	1台	50
モニターテレビ	1台	220
ビデオ付テレビ	1台	660
ビデオデッキ(VHS)	1台	220
表彰用盆	1台	50
展示パネル(1日当たり)	1枚	50
演奏者用譜面台	1台	110
託児室(多目的室)	1室	550
DVDプレーヤー	1台	550
ティンパニー	1台	1,000
コンサートバスドラム	1台	500
ドラムセット	1台	1,000
シンバル	1台	300
マリimba	1台	1,000
ビブラフォン	1台	500
シロフォン	1台	500
グロッケン	1台	500
チャイム	1台	1,000
ゴング	1台	500

(2) 冷房又は暖房を利用する場合の使用料(利用1時間当たりの金額)

施設	使用料(円)
大ホール	6,600
ホワイエ	1,450
小ホール	2,050
楽屋(1室につき)	210
軽運動室	580
大会議室	720
小会議室	430
和室	430
学習室	430
託児室(多目的室)	430

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合(利用1回当たりの金額)

区分	使用料(円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	220

(備考) 1回当たりとは、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)を単位とする。

千曲市上山田文化会館

(1) 附属設備の使用料(利用1回当たりの金額)

種別	品名	単位	使用料(円)
舞台設備	迫り	一式	1,100
	音響反射板(天板ライト付)	一式	2,200
	指揮者台	1台	220
	指揮者用譜面台	1台	160
	演奏者譜面台	1台	110
	譜面灯	1灯	50
	映写スクリーン	一式	2,200
	バトン	1本	330
	所作台	一式	8,800
	金屏風	一双	1,100
	松羽目	一式	1,100
	竹羽目	一式	1,100
	上敷ござ	1枚	220
	緋毛せん	1枚	110
	高座用座布団(紫)	1枚	110
	長座布団	1枚	110
	地がすり	1枚	1,100
	演台(花台含む)	一式	550
	司会者台	1台	220
	長机	1台	110
	小机	1台	50
	パイプイス	1脚	50
	ピアノイス	1脚	110
	平台	1台	220
	高足	1脚	50
	中足	1脚	50

	箱馬	1台	50
	人形立	1本	100
	木支木	1本	100
	振り竹	一式	520
	紅白幕 (段幕)	一式	520
	浅黄幕	一式	520
	紗幕 (白)	一式	1,050
	花道揚幕	一式	210
	めくり台	1台	100
	大太鼓	一式	520
	平太鼓	一式	310
	べ太鼓	一式	210
	市旗	一式	100
	国旗	一式	100
	ドライアイスマシン	1台	2,100
	スモークマシン	1台	1,050
	ホワイトボード	1台	210
	けこみ	1枚	50
	あぶらげ	1枚	50
照明設備	舞台照明Aセット	一式	8,400
	舞台照明Bセット	一式	15,750
	花道フットライト	1列	310
	アッパーホリゾンライト	1列	2,100
	ローアホリゾンライト	1列	2,100
	ボーダーライト	1列	1,050
	ストリップライト (8灯)	1本	100
	クセノンピンスポット(2KW)	1台	3,150
	スポットライト (1.5KW)	1台	420
	スポットライト(1KW)	1台	310
	スポットライト(500W)	1台	210
	プロフィールスポットライト	1台	310
	エフェクトマシーン	一式	1,050
	リップルマシーン	一式	1,050
	オーロラマシーン	1台	520
	波マシーン	1台	1,050
	星球	一式	1,050
	先玉	1台	100
	ミラーボール (尺玉)	1台	520
	スタンド	1台	100
	丸ベース	1台	50
	アーム	1本	50
	種板	1枚	100
音響設備	拡声装置	一式	4,200
	はねかえりスピーカー	1台	520
	ダイナミックマイク	1本	310
	コンデンサーマイク	1本	520
	ワイヤレスマイク	1本	520
	エレベーターマイク装置	1基	520
	三点吊りマイク装置	一式	1,050
	マイクスタンド	1本	100
	ワイヤレスマイク送受信装置	一式	1,050
	グラフィックイコライザー	1台	310
	レコードプレーヤー	1台	310
	カセットテープレコーダー	1台	310
	MDレコーダー	1台	310
	CDプレーヤー	1台	310
	CDレコーダー	1台	310
	ダット	1台	310
	サブミキサー	1台	1,570
	リバーブマシーン	1台	310
その他の設備	レクチャーアンプ	一式	520
	日本製フルコンサートピアノ	1台	5,250
	16ミリ映写機(2KW)	1台	5,250
	シャワー室	1室	520
	液晶プロジェクター	1台	1,050
	スライド映写機 (クセノン350W)	一式	1,050
	白布	1枚	310
備品等	ポータブルワイヤレスアンプ (会議室)	一式	520

	箱馬	1台	50
	人形立	1本	110
	木支木	1本	110
	振り竹	一式	550
	紅白幕 (段幕)	一式	550
	浅黄幕	一式	550
	紗幕 (白)	一式	1,100
	花道揚幕	一式	220
	めくり台	1台	110
	大太鼓	一式	550
	平太鼓	一式	330
	べ太鼓	一式	220
	市旗	一式	110
	国旗	一式	110
	ドライアイスマシン	1台	2,200
	スモークマシン	1台	1,100
	ホワイトボード	1台	220
	けこみ	1枚	50
	あぶらげ	1枚	50
照明設備	舞台照明Aセット	一式	8,800
	舞台照明Bセット	一式	16,500
	花道フットライト	1列	330
	アッパーホリゾンライト	1列	2,200
	ローアホリゾンライト	1列	2,200
	ボーダーライト	1列	1,100
	ストリップライト (8灯)	1本	110
	クセノンピンスポット(2KW)	1台	3,300
	スポットライト (1.5KW)	1台	440
	スポットライト(1KW)	1台	330
	スポットライト(500W)	1台	220
	プロフィールスポットライト	1台	330
	エフェクトマシーン	一式	1,100
	リップルマシーン	一式	1,100
	オーロラマシーン	1台	550
	波マシーン	1台	1,100
	星球	一式	1,100
	先玉	1台	110
	ミラーボール (尺玉)	1台	550
	スタンド	1台	110
	丸ベース	1台	50
	アーム	1本	50
	種板	1枚	110
音響設備	拡声装置	一式	4,400
	はねかえりスピーカー	1台	550
	ダイナミックマイク	1本	330
	コンデンサーマイク	1本	550
	ワイヤレスマイク	1本	550
	エレベーターマイク装置	1基	550
	三点吊りマイク装置	一式	1,100
	マイクスタンド	1本	110
	ワイヤレスマイク送受信装置	一式	1,100
	グラフィックイコライザー	1台	330
	レコードプレーヤー	1台	330
	カセットテープレコーダー	1台	330
	MDレコーダー	1台	330
	CDプレーヤー	1台	330
	CDレコーダー	1台	330
	ダット	1台	330
	サブミキサー	1台	1,650
	リバーブマシーン	1台	330
その他の設備	レクチャーアンプ	一式	550
	日本製フルコンサートピアノ	1台	5,500
	16ミリ映写機(2KW)	1台	5,500
	シャワー室	1室	550
	液晶プロジェクター	1台	1,100
	スライド映写機 (クセノン350W)	一式	1,100
	白布	1枚	330
備品等	ポータブルワイヤレスアンプ (会議室)	一式	550

用)			
移動ステージ (会議室用)	一式		520
映写スクリーン (会議室用)	一式		210
展示パネル (1日あたり)	1枚		50
エレクトーン	一式		2,100
ビデオデッキ	1台		420
DVDプレーヤー	1台		420
レーザーポインター	1台		50
モニターテレビ	1台		210
移動アンプ	1台		520
OHP	一式		310
吊り看板枠	一式		210
立て看板枠	一式		100
案内板	1台		50
湯茶セット	一式		520
エレクトーンスピーカー	1台		1,050
表彰用盆	1台		50
その他	販売場所	1箇所	520
ホワイエ	その利用区分及び時間区分に対するホール利用料金の100分の60に相当する額		

(2) 冷房又は暖房を利用する場合の使用料 (利用1時間当たりの金額)

施設	使用料 (円)
ホール	3,800
ホワイエ	2,500
第1練習室 (小会議室)	310
第2練習室 (和室)	310
第1音楽練習室 (大会議室)	520
第2音楽練習室 (中会議室)	310
楽屋	150
リハーサル室	420

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合 (利用1回当たりの金額)

区分	使用料 (円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	210

(備考) 1回当たりとは、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)を単位とする。

用)			
移動ステージ (会議室用)	一式		550
映写スクリーン (会議室用)	一式		220
展示パネル (1日あたり)	1枚		50
エレクトーン	一式		2,200
ビデオデッキ	1台		440
DVDプレーヤー	1台		440
レーザーポインター	1台		50
モニターテレビ	1台		220
移動アンプ	1台		550
OHP	一式		330
吊り看板枠	一式		220
立て看板枠	一式		110
案内板	1台		50
湯茶セット	一式		550
エレクトーンスピーカー	1台		1,100
表彰用盆	1台		50
その他	販売場所	1箇所	550
ホワイエ	その利用区分及び時間区分に対するホール利用料金の100分の60に相当する額		

(2) 冷房又は暖房を利用する場合の使用料 (利用1時間当たりの金額)

施設	使用料 (円)
ホール	5,300
ホワイエ	3,500
第1練習室 (小会議室)	430
第2練習室 (和室)	430
第1音楽練習室 (大会議室)	720
第2音楽練習室 (中会議室)	430
楽屋	210
リハーサル室	580

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合 (利用1回当たりの金額)

区分	使用料 (円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワットまでごとに	220

(備考) 1回当たりとは、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)を単位とする。

第2条

千曲市戸倉創造館条例施行規則 (平成15年千曲市教育委員会規則第23号) 新旧対照表

現行				改正後			
別表 (第9条関係)				別表 (第9条関係)			
(1) 附属設備の使用料 (使用1回当たりの金額)				(1) 附属設備の使用料 (使用1回当たりの金額)			
種別	品名	単位	使用料 (円)	種別	品名	単位	使用料 (円)
舞台 設備	指揮者台	1台	210	舞台 設備	指揮者台	1台	220
	指揮者譜面台	1台	150	指揮者譜面台	1台	160	
	演奏者譜面台	1台	100	演奏者譜面台	1台	110	
	譜面灯	1灯	50	譜面灯	1灯	50	
	映写スクリーン	一式	2,100	映写スクリーン	一式	2,200	
	バトン	1本	310	バトン	1本	330	
	金屏風	一双	1,050	金屏風	一双	1,100	
	松羽目	一式	1,050	松羽目	一式	1,100	
	緋毛せん	1枚	100	緋毛せん	1枚	110	
				高座用座ぶとん	1枚	110	
	地がすり	1枚	1,050	地がすり	1枚	1,100	
	演台 (花台含む)	一式	520	演台 (花台含む)	一式	550	
	司会者台	1台	210	司会者台	1台	220	
	ピアノイス	1脚	100	ピアノイス	1脚	110	
	平台	1台	210	平台	1台	220	
	高足	1脚	50	高足	1脚	50	
	中足	1脚	50	中足	1脚	50	
	箱馬	1台	50	箱馬	1台	50	
	人形立	1本	100	人形立	1本	110	
	紗幕 (黒)	一式	1,050	紗幕 (黒)	一式	1,100	
めくり台	1台	100	めくり台	1台	110		
大太鼓	一式	520	大太鼓	一式	550		

	市旗	一式	100
	国旗	一式	100
	ホワイトボード	1台	210
	けこみ	1枚	50
	あぶらげ	1枚	50
照明 設備	舞台照明Aセット	一式	3,150
	舞台照明Bセット	一式	8,400
	クセノンピンスポット(1KW)	1台	1,050
	スポットライト(1KW)	1台	310
	スポットライト(500W)	1台	210
	スタンド	1台	100
	丸ベース	1台	50
	音響 設備	音響拡声Aセット	一式
音響拡声Bセット		一式	4,200
ステージスピーカー		1台	520
はねかえりスピーカー		1台	520
ダイナミックマイク		1本	310
コンデンサーマイク		1本	520
ワイヤレスマイク		1本	520
三点吊マイク装置		一式	1,050
マイクスタンド		1本	100
ワイヤレスマイク送受信装置		一式	1,050
グラフィックイコライザー		1台	310
カセットテープレコーダー		1台	310
MDレコーダー		1台	310
CDプレーヤー		1台	310
CDレコーダー		1台	310
ダット		1台	310
リバーブマシーン		1台	310
備品 等		外国製フルコンサートピアノ	1台
	日本製グランドピアノ	1台	1,050
	16ミリ映写機(2KW)	一式	5,200
	シャワー室	1室	520
	DLPプロジェクター	一式	2,100
	スライド映写機(メタルハライド 250W)	一式	520
	白布	1枚	310
	ポータブルワイヤレスアンプ(ワイ ヤレスマイク2本付き)	一式	520
	映写機移動式(16ミリ)	一式	1,050
	OHP	一式	310
	カラオケセット	一式	5,200
	展示パネル	1枚	100
	囲碁用品	一式	100
	液晶プロジェクター(書画カメラ付)	一式	840
	スクリーン(移動式)	1台	310
	レーザーポインター	1台	50
	陶芸釜(灯油代別)	1基	1,050
	電動ろくろ	1台	210
	実物投映機	1台	310
	ビデオデッキ	1台	420
	情報学習室パソコン	一式	3,150
	モニターテレビ	1台	210
	DVDプレーヤー	1台	420
	小ホール照明セット	一式	1,570
	小ホール音響セット	一式	1,050

(2) 冷房又は暖房を使用する場合の使用料(使用1回当たりの額)

施設	使用料(円)
大ホール	3,100
小ホール	1,050
他の部屋(1室)	310

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合(使用1回当たりの額)

区分	使用料(円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワット までごとに	210

(備考) 1回当たりとは、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)を単位とする。

	市旗	一式	110	
	国旗	一式	110	
	ホワイトボード	1台	220	
	けこみ	1枚	50	
	あぶらげ	1枚	50	
照明 設備	舞台照明Aセット	一式	3,300	
	舞台照明Bセット	一式	8,800	
	クセノンピンスポット(1KW)	1台	1,100	
	スポットライト(1KW)	1台	330	
	スポットライト(500W)	1台	220	
	スタンド	1台	110	
	丸ベース	1台	50	
	音響 設備	音響拡声Aセット	一式	2,200
音響拡声Bセット		一式	4,400	
ステージスピーカー		1台	550	
はねかえりスピーカー		1台	550	
ダイナミックマイク		1本	330	
コンデンサーマイク		1本	550	
ワイヤレスマイク		1本	550	
三点吊マイク装置		一式	1,100	
マイクスタンド		1本	110	
ワイヤレスマイク送受信装置		一式	1,100	
グラフィックイコライザー		1台	330	
カセットテープレコーダー		1台	330	
MDレコーダー		1台	330	
CDプレーヤー		1台	330	
CDレコーダー		1台	330	
ダット		1台	330	
リバーブマシーン		1台	330	
備品 等		外国製フルコンサートピアノ	1台	11,000
	日本製グランドピアノ	1台	1,100	
	16ミリ映写機(2KW)	一式	5,500	
	シャワー室	1室	550	
	DLPプロジェクター	一式	2,200	
	スライド映写機(メタルハライド 250W)	一式	550	
	白布	1枚	330	
	ポータブルワイヤレスアンプ(ワイ ヤレスマイク2本付き)	一式	550	
	映写機移動式(16ミリ)	一式	1,100	
	OHP	一式	330	
	カラオケセット	一式	5,500	
	展示パネル	1枚	110	
	囲碁用品	一式	110	
	液晶プロジェクター(書画カメラ付)	一式	880	
	スクリーン(移動式)	1台	330	
	レーザーポインター	1台	50	
	陶芸釜(灯油代別)	1基	1,430	
	電動ろくろ	1台	220	
	実物投映機	1台	330	
	ビデオデッキ	1台	440	
	モニターテレビ	1台	220	
	BDプレーヤー	1台	440	
	小ホール照明セット	一式	1,650	
	小ホール音響セット	一式	1,100	

(2) 冷房又は暖房を使用する場合の使用料(使用1回当たりの額)

施設	使用料(円)
大ホール	4,300
小ホール	1,450
他の部屋(1室)	430

(3) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合(使用1回当たりの額)

区分	使用料(円)
電気器具の定格消費電力の合計が1キロワット までごとに	220

(備考) 1回当たりとは、午前(9:00~12:00)、午後(13:00~17:00)、夜間(18:00~22:00)を単位とする。

第3条

千曲市博物館条例施行規則(平成15年千曲市教育委員会規則第26号)

現行		改正後																									
<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>千曲市博物館利用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 千曲市教育委員会</p> <p>申請者 住所 団体名 氏名 電話</p> <p>次のとおり、千曲市博物館を利用したいので申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間</td> </tr> <tr> <td>利用予定人員</td> <td>大人 _____ 人 中学生以下 _____ 人 合計 _____ 人</td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table>		利用目的		利用施設		利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間	利用予定人員	大人 _____ 人 中学生以下 _____ 人 合計 _____ 人	その他参考事項		<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>千曲市博物館利用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 千曲市教育委員会</p> <p>申請者 住所 団体名 氏名 電話</p> <p>次のとおり、千曲市博物館を利用したいので申請します。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間</td> </tr> <tr> <td>利用予定人員</td> <td>一般 _____ 人 高校生 _____ 人 中学生 _____ 人 小学生以下 _____ 人 合計 _____ 人</td> </tr> <tr> <td>その他参考事項</td> <td></td> </tr> </table>		利用目的		利用施設		利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間	利用予定人員	一般 _____ 人 高校生 _____ 人 中学生 _____ 人 小学生以下 _____ 人 合計 _____ 人	その他参考事項					
利用目的																											
利用施設																											
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間																										
利用予定人員	大人 _____ 人 中学生以下 _____ 人 合計 _____ 人																										
その他参考事項																											
利用目的																											
利用施設																											
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間																										
利用予定人員	一般 _____ 人 高校生 _____ 人 中学生 _____ 人 小学生以下 _____ 人 合計 _____ 人																										
その他参考事項																											
<p>様式第3号(第3条関係)</p> <p>千曲市博物館利用許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>千曲市教育委員会</p> <p>次のとおり、千曲市博物館の利用を許可します。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間</td> </tr> <tr> <td>利用人員</td> <td>大人 _____ 人 中学生以下 _____ 人 合計 _____ 人</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>基本料金 _____ 円 (減免率 %) 冷暖房料等 _____ 円 計 _____ 円</td> </tr> <tr> <td>利用上の注意</td> <td>1 利用目的以外に使用しないこと。 2 施設・設備等を損傷しないよう心掛け、損傷したときは速やかに申し出ること。 3 利用後は施設を整備すること。 4 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと。</td> </tr> </table>		利用目的		利用する施設		利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間	利用人員	大人 _____ 人 中学生以下 _____ 人 合計 _____ 人	使用料	基本料金 _____ 円 (減免率 %) 冷暖房料等 _____ 円 計 _____ 円	利用上の注意	1 利用目的以外に使用しないこと。 2 施設・設備等を損傷しないよう心掛け、損傷したときは速やかに申し出ること。 3 利用後は施設を整備すること。 4 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと。	<p>様式第3号(第3条関係)</p> <p>千曲市博物館利用許可書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>千曲市教育委員会</p> <p>次のとおり、千曲市博物館の利用を許可します。</p> <table border="1"> <tr> <td>利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間</td> </tr> <tr> <td>利用人員</td> <td>一般 _____ 人 高校生 _____ 人 中学生 _____ 人 小学生以下 _____ 人 合計 _____ 人</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>基本料金 _____ 円 (減免率 %) 冷暖房料等 _____ 円 計 _____ 円</td> </tr> <tr> <td>利用上の注意</td> <td>1 利用目的以外に使用しないこと。 2 施設・設備等を損傷しないよう心掛け、損傷したときは速やかに申し出ること。 3 利用後は施設を整備すること。 4 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと。</td> </tr> </table>		利用目的		利用する施設		利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間	利用人員	一般 _____ 人 高校生 _____ 人 中学生 _____ 人 小学生以下 _____ 人 合計 _____ 人	使用料	基本料金 _____ 円 (減免率 %) 冷暖房料等 _____ 円 計 _____ 円	利用上の注意	1 利用目的以外に使用しないこと。 2 施設・設備等を損傷しないよう心掛け、損傷したときは速やかに申し出ること。 3 利用後は施設を整備すること。 4 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと。
利用目的																											
利用する施設																											
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間																										
利用人員	大人 _____ 人 中学生以下 _____ 人 合計 _____ 人																										
使用料	基本料金 _____ 円 (減免率 %) 冷暖房料等 _____ 円 計 _____ 円																										
利用上の注意	1 利用目的以外に使用しないこと。 2 施設・設備等を損傷しないよう心掛け、損傷したときは速やかに申し出ること。 3 利用後は施設を整備すること。 4 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと。																										
利用目的																											
利用する施設																											
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間																										
利用人員	一般 _____ 人 高校生 _____ 人 中学生 _____ 人 小学生以下 _____ 人 合計 _____ 人																										
使用料	基本料金 _____ 円 (減免率 %) 冷暖房料等 _____ 円 計 _____ 円																										
利用上の注意	1 利用目的以外に使用しないこと。 2 施設・設備等を損傷しないよう心掛け、損傷したときは速やかに申し出ること。 3 利用後は施設を整備すること。 4 物品等を許可なく施設外に持ち出さないこと。																										

第4条

千曲市稲荷山宿・蔵し館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第27号）新旧対照表

現行	改正後																																																				
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">稲荷山宿・蔵し館利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千曲市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団体名 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、稲荷山宿・蔵し館を利用したいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利用目的</td><td></td></tr> <tr><td>利用施設(室)</td><td></td></tr> <tr><td>利用期間</td><td></td></tr> <tr><td>利用予定人員</td><td></td></tr> <tr><td>その他参考事項</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※使用料は1室1時間100円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育委員会 記入欄</td> <td>※使用料</td> <td>基本料金</td> <td>減免率</td> <td>決定使用料</td> <td>備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	利用目的		利用施設(室)		利用期間		利用予定人員		その他参考事項		教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。	受付年月日	年 月 日				許可年月日	年 月 日				<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">稲荷山宿・蔵し館利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 千曲市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団体名 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、稲荷山宿・蔵し館を利用したいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利用目的</td><td></td></tr> <tr><td>利用施設(室)</td><td></td></tr> <tr><td>利用期間</td><td></td></tr> <tr><td>利用予定人員</td><td></td></tr> <tr><td>その他参考事項</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※使用料は1室1時間150円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育委員会 記入欄</td> <td>※使用料</td> <td>基本料金</td> <td>減免率</td> <td>決定使用料</td> <td>備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	利用目的		利用施設(室)		利用期間		利用予定人員		その他参考事項		教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。	受付年月日	年 月 日				許可年月日	年 月 日			
利用目的																																																					
利用施設(室)																																																					
利用期間																																																					
利用予定人員																																																					
その他参考事項																																																					
教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。																																																
	受付年月日	年 月 日																																																			
	許可年月日	年 月 日																																																			
利用目的																																																					
利用施設(室)																																																					
利用期間																																																					
利用予定人員																																																					
その他参考事項																																																					
教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。																																																
	受付年月日	年 月 日																																																			
	許可年月日	年 月 日																																																			

第5条

千曲市ふる里漫画館条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第28号）新旧対照表

現行	改正後																																																				
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">ふる里漫画館利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千曲市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団体名 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、ふる里漫画館を利用したいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利用目的</td><td></td></tr> <tr><td>利用施設(室)</td><td></td></tr> <tr><td>利用期間</td><td></td></tr> <tr><td>利用予定人員</td><td></td></tr> <tr><td>その他参考事項</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※使用料は1室1時間100円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育委員会 記入欄</td> <td>※使用料</td> <td>基本料金</td> <td>減免率</td> <td>決定使用料</td> <td>備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	利用目的		利用施設(室)		利用期間		利用予定人員		その他参考事項		教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。	受付年月日	年 月 日				許可年月日	年 月 日				<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">ふる里漫画館利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 千曲市教育委員会</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団体名 代表者名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、ふる里漫画館を利用したいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利用目的</td><td></td></tr> <tr><td>利用施設(室)</td><td></td></tr> <tr><td>利用期間</td><td></td></tr> <tr><td>利用予定人員</td><td></td></tr> <tr><td>その他参考事項</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※使用料は1室1時間150円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育委員会 記入欄</td> <td>※使用料</td> <td>基本料金</td> <td>減免率</td> <td>決定使用料</td> <td>備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可年月日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	利用目的		利用施設(室)		利用期間		利用予定人員		その他参考事項		教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。	受付年月日	年 月 日				許可年月日	年 月 日			
利用目的																																																					
利用施設(室)																																																					
利用期間																																																					
利用予定人員																																																					
その他参考事項																																																					
教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。																																																
	受付年月日	年 月 日																																																			
	許可年月日	年 月 日																																																			
利用目的																																																					
利用施設(室)																																																					
利用期間																																																					
利用予定人員																																																					
その他参考事項																																																					
教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。																																																
	受付年月日	年 月 日																																																			
	許可年月日	年 月 日																																																			

第6条

千曲市アートまちかど条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第29号）新旧対照表

現行	改正後																																																				
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">アートまちかど利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千曲市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 名 電 話 番 号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、アートまちかどを利用したいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利 用 目 的</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 施 設 (室)</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 期 間</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 予 定 人 員</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 参 考 事 項</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※使用料は1室1時間100円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: x-small;">教育委員会 記入欄</td> <td style="font-size: x-small;">※使用料</td> <td style="font-size: x-small;">基本料金</td> <td style="font-size: x-small;">減免率</td> <td style="font-size: x-small;">決定使用料</td> <td style="font-size: x-small;">備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">受付年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: x-small;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">許可年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: x-small;">年 月 日</td> </tr> </table>	利 用 目 的		利 用 施 設 (室)		利 用 期 間		利 用 予 定 人 員		そ の 他 参 考 事 項		教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。	受付年月日	年 月 日				許可年月日	年 月 日				<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">アートまちかど利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 千曲市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 名 電 話 番 号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり、アートまちかどを利用したいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利 用 目 的</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 施 設 (室)</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 期 間</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 予 定 人 員</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 参 考 事 項</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※使用料は1室1時間150円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: x-small;">教育委員会 記入欄</td> <td style="font-size: x-small;">※使用料</td> <td style="font-size: x-small;">基本料金</td> <td style="font-size: x-small;">減免率</td> <td style="font-size: x-small;">決定使用料</td> <td style="font-size: x-small;">備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">受付年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: x-small;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">許可年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center; font-size: x-small;">年 月 日</td> </tr> </table>	利 用 目 的		利 用 施 設 (室)		利 用 期 間		利 用 予 定 人 員		そ の 他 参 考 事 項		教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。	受付年月日	年 月 日				許可年月日	年 月 日			
利 用 目 的																																																					
利 用 施 設 (室)																																																					
利 用 期 間																																																					
利 用 予 定 人 員																																																					
そ の 他 参 考 事 項																																																					
教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。																																																
	受付年月日	年 月 日																																																			
	許可年月日	年 月 日																																																			
利 用 目 的																																																					
利 用 施 設 (室)																																																					
利 用 期 間																																																					
利 用 予 定 人 員																																																					
そ の 他 参 考 事 項																																																					
教育委員会 記入欄	※使用料	基本料金	減免率	決定使用料	備考 燃料費(冷暖房)は別途実費を徴収する。																																																
	受付年月日	年 月 日																																																			
	許可年月日	年 月 日																																																			

第7条

千曲市体育施設条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第35号）新旧対照表

現行	改正後
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">体育施設個人利用券 (申請書兼許可書)</p> <p>アリーナ・柔道場・剣道場 テニスコート・弓道場 一 般 200円 中学生以下 50円 午前・午後 時 分から3時間</p> <p>戸倉体育館トレーニング室 一 般 210円 中学生以下 100円</p> <p>年 月 日 _____</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">体育施設個人利用券 (申請書兼許可書)</p> <p>アリーナ・柔道場・剣道場 テニスコート・弓道場 一 般 200円 中学生以下 50円 午前・午後 時 分から3時間</p> <p>戸倉体育館トレーニング室 一 般 210円 中学生以下 100円</p> <p>年 月 日 _____</p> </div> </div>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">体育施設個人利用券 (申請書兼許可書)</p> <p>アリーナ・柔道場・剣道場 テニスコート・弓道場 一 般 300円 中学生以下 70円 午前・午後 時 分から3時間</p> <p>戸倉体育館トレーニング室 一 般 310円 中学生以下 150円</p> <p>年 月 日 _____</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">体育施設個人利用券 (申請書兼許可書)</p> <p>アリーナ・柔道場・剣道場 テニスコート・弓道場 一 般 300円 中学生以下 70円 午前・午後 時 分から3時間</p> <p>戸倉体育館トレーニング室 一 般 310円 中学生以下 150円</p> <p>年 月 日 _____</p> </div> </div>